

「平成28年度第3回習志野市都市計画審議会」会議録

1. 会議名

平成28年度第3回習志野市都市計画審議会

2. 開催日時

平成28年10月5日(水) 13:30～15:30

3. 開催場所

習志野市消防本部 4階 会議室

4. 出席者氏名

委員 朝倉委員、芦澤委員、飯生(良)委員、宍倉委員、瀬戸川委員、
高橋委員、廣田委員、飯生(喜)委員、木村委員、佐々木委員、
関根委員、布施委員、安部委員、疋田委員

5. 議題 付議案件

- ① 習志野都市計画汚物処理場の変更について
- ② 習志野都市計画ごみ処理場の変更について
- ③ 習志野都市計画火葬場の決定について
- ④ 習志野都市計画公園の変更について
- ⑤ 習志野都市計画地区計画の変更について
- ⑥ 習志野都市計画生産緑地の変更について

6. 報告事項

- ① (仮称)鷺沼台二丁目地区土地区画整理事業に伴う都市計画の変更等について
- ② 都市計画道路等の変更について

7. 会議録(要約)

福島部長:平成28年度第3回都市計画審議会を開催いたします。

廣田会長、議事進行をよろしく願います。

廣田会長:それでは、会議を進めます。

まず、本日、14名の委員に出席いただいております。

会議の定足数の2分の1以上を満たしており、会が成立していることを報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録の署名を高橋委員と飯生委員にお願いします。会議次第2、会議の公開についてですが、本日は特に非公開とする要素はございませんので、公開とさせていただいてよろしいでしょうか。

一 同:異議なし。

廣田会長:それでは、公開で進めます。

本日、傍聴人はいないということで審議に移らせていただきます。

配付資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局から資料確認

廣田会長:本日の審議会ですが付議案件が6件と報告事項が2件です。

説明員として、社会福祉課、公園緑地課、クリーン推進課の職員が出席されていますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、次第3、議題に入らせていただきます。

付議されます案件は、第1号議案「習志野都市計画汚物処理場の変更について」、第2号議案「習志野都市計画ごみ処理場の変更について」、第3号議案「習志野都市計画火葬場の決定について」、第4号議案「習志野都市計画公園の変更について」、第5号議案「習志野都市計画地区計画の変更について」、第6号議案「習志野都市計画生産緑地の変更について」の以上6件でございます。

本日の付議案件、第1号議案から第3号議案は関連性がございませぬ。一括して説明いただいて質疑に入らせていただきたいと思います。また、第4号議案から第6号議案は、案件ごとに説明をいただいて質疑とさせていただきます。全ての質疑が終わりましたら、議案ごとに採決に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

一 同:異議なし。

廣田会長:まず、第1号議案から第3号議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局：付議第1号議案 習志野都市計画汚物処理場の変更について

付議第2号議案 習志野都市計画ごみ処理場の変更について

付議第3号議案 習志野都市計画火葬場の決定について

(事務局より資料に基づき説明)

なお、これら議案につきまして、本日の付議に先立ち、都市計画法第17条の規定に基づき、7月27日から2週間、本市窓口において案の縦覧を実施いたしました。その結果、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。審議の程よろしく願いいたします。

廣田会長：只今の説明に対し、意見、質問等ございましたらお願いします。

安部委員：1号議案について、汚泥処理に関わる部分で相当な金がかかるということですが、その経過について伺いたい。それから、斎場の建設に支障がないのか伺いたい。

事務局：まず1点目、茜浜衛生センターの残存していた汚泥についてお答えします。

第2斎場を建設し、運営しようとしている主体であります四市複合事務組合から、今の施設に残っている汚泥、薬品に関しては本年11月末までにきれいにしていただきたい、こういう要請をいただきましたけれども、その期限から遡りまして、工程、契約業務、そういったものを加味いたしますと、9月の補正予算の承認をいただいてから作業に入っていたのでは間に合わないということになりましたものですから、やむを得ず専決という手段に出たということでございます。

次に、第2斎場の建設の工程ですが、現在のところ工程上、格別の遅れがないということから、平成31年の秋の第2斎場の供用開始に遅れはないだろうという見通しでございます。

廣田会長：そのほか意見等ございましたら、お願いします。

無いようですので、次に移らせていただきます。

それでは、第4号議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局：付議第4号議案 習志野都市計画公園の変更について

(事務局より資料に基づいて説明)

本議案も、7月27日から2週間、案の縦覧を実施しましたが、縦覧者及び意

見書の提出はございませんでした。

以上が第4号議案の説明となります。審議の程よろしく願いいたします。

廣田会長：只今の説明に対し、意見、質問等お願いします。

安部委員：本大久保2丁目2号公園ですが、これは本大久保団地のところだと認識しております。その公園の中に、団地の自治会館が建てられていると思うのですが、この都市公園の中にそういうものがあるのも良いのかどうかお伺いします。

事務局：トイレは設置してありますが、自治会の集会所のようなものは建っておりません。

廣田会長：それでは、その他にございますか。

無いようですので、次の議案に移らせていただきます。

第5号議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：**付議第5号議案 習志野都市計画地区計画の変更について**

(事務局より資料に基づいて説明)

本議案も、7月27日から2週間、本市窓口におきまして案の縦覧を実施しましたが、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

以上が第5号議案の説明となります。審議の程よろしく願いいたします。

廣田会長：只今の説明につきまして、意見等をいただきたいと思えます。

疋田委員：芝園近隣公園の跡地利用もしくは事業の工程は決まっているのか。

事務局：芝園近隣公園、約2haのうち約6,000㎡については学校給食センターの建て替え事業ということで、給食センターを建設する予定です。その他の残りの部分については、今のところ具体的なものは何も決まっておりません。

廣田会長：その他にございますか。

無いようでしたら、6号議案について事務局から説明をお願いします。

事務局：**付議第6号議案 習志野都市計画生産緑地地区の変更について**

(事務局より資料に基づいて説明)

本議案も、7月27日から2週間、本市の窓口におきまして案の縦覧を実施しました。その結果、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。以上

が第6号議案の説明となります。審議の程よろしく願いいたします。

廣田会長：意見等ございますか。

無いようですので、採決に移らせていただきたいと思います。

採決は議案ごとに行います。それでは、採決に入らせていただきます。

第1号議案「習志野都市計画汚物処理場の変更について」、原案のとおり決することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

《全員挙手》

廣田会長：挙手全員であります。よって、第1号議案「習志野都市計画汚物処理場の変更について」は、原案どおり決することといたします。

続いて、第2号議案についてお諮りします。

第2号議案「習志野都市計画ごみ処理場の変更について」、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

《全員挙手》

廣田会長：挙手全員であります。よって、第2号議案「習志野都市計画ごみ処理場の変更について」は、原案どおり決することといたします。

続きまして、第3号議案についてお諮りします。

第3号議案「習志野都市計画火葬場の決定について」、原案どおり決することに賛成の方、挙手を求めます。

《全員挙手》

廣田会長：挙手全員であります。よって、第3号議案「習志野都市計画火葬場の決定について」は、原案どおり決することといたします。

続きまして、第4号議案についてお諮りいたします。

第4号議案「習志野都市計画公園の変更について」、原案どおり決することに賛成の方、挙手を求めます。

《全員挙手》

廣田会長：挙手全員であります。よって、第4号議案「習志野都市計画公園の変更について」は、原案のとおり決することといたします。

第5号議案についてお諮りいたします。

第5号議案「習志野都市計画地区計画の変更について」、原案どおり決することに賛成の方、挙手を求めます。

《全員挙手》

廣田会長：挙手全員であります。よって、第5号議案「習志野都市計画地区計画の変更について」は、原案のとおり決することといたします。

第6号議案についてお諮りいたします。

第6号議案「習志野都市計画生産緑地地区の変更について」、原案のとおり決することに賛成の方、挙手を求めます。

《全員挙手》

廣田会長：挙手全員であります。よって、第6号議案「習志野都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案のとおり決することといたします。

以上で、本日の議題は全て終了となります。

ここで、朝倉委員が所用のため退席となります。

朝倉委員：生産緑地の今後について、習志野市の防災の観点から、この緑地は保全するべきであるとか、何らかの形で、例えば、避難所とか防災関連の拠点として使うとかというようなシミュレーションをしておいた方が今後の判断の時に役に立つのではないかなと思います。

是非検討をしてはと思いますので、よろしく願いいたします。

廣田会長：貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、次第4に移らせていただきたいと思います。

報告事項①(仮称)鷺沼台二丁目地区土地区画整理事業に伴う都市計画の変更等について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：報告事項①(仮称)鷺沼台二丁目地区土地区画整理事業に伴う都市計画の変更等について

(事務局より資料に基づいて説明)

廣田会長：只今の説明につきまして、意見等いただきたいと思えます。

安部委員：都市計画道路3・4・4号線用地内に公園が配置されているが、もし道路が出来た場合にはどうなるのか。

事務局：都計道3・4・4号線が現在の計画ですと京成をまたぐ跨線橋になるということで、その高架下を活用できるだろうということで、公園をここに設置する計画で今進んでいる状況でございます。

廣田会長:他にございますか。無いようでしたら、次に移らせていただきます。

報告事項②都市計画道路等の変更について、事務局、お願いいたします。

事務局:報告事項2 都市計画道路等の変更について

(事務局より資料に基づいて説明)

廣田会長:只今の説明について、質問等ありますでしょうか。

無いようですので、閉会に移らせていただきますが、足田委員どうぞ。

足田委員:都市計画道路の整備について、どのような計画を持っているのか、次回

以降の審議会で結構ですので、お聞かせ下さい。

廣田会長:要望として記録に残しておいてください。

それでは、会議内容は全て終了しました。

これをもちまして、第3回都市計画審議会を終了とします。

8. 所管課名

都市環境部 都市計画課

電話番号 047-451-1151 (内線)273